

平成31年度（2019年度） 市民税・府民税の納税通知書について

＜問い合わせ先＞
池田市総務部課税課市民税担当
電話：072-752-1111(代表)
内線274、275、276

平素は本市税務行政にご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、別紙のとおり平成31年度市民税・府民税納税通知書をお送りします。
内容などをご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎平成31年度の主な変更点

配偶者及び配偶者特別控除の見直し

平成31年度の市・府民税について、納税者本人の合計所得に応じて、配偶者控除及び配偶者特別控除が下表のとおり見直されました。

配偶者控除については、合計所得が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用されません。

配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用されません。

☆配偶者及び配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	
	85万円超 90万円以下				
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円		
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円		9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円		7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円		6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円		4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円		2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円		1万円
	123万円超	0円	0円	0円	

●納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円超で前年の配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除、市民税均等割額の軽減、非課税限度額などの規定については「同一生計配偶者」として適用できます。

◎課税される所得金額及び税額の計算

[所得金額－所得控除額]×税率－調整控除額－税額控除額＝所得割額（百円未満切捨）

所得割額＋均等割額＝市民税・府民税額

所得の種類	所得の内容					
営業等	卸売業、小売業、サービス業、医師、弁護士、各種の外交員などの自由業等から生ずる所得					
農業	農産物の生産などから生ずる所得					
不動産	貸家、貸事務所、アパート、駐車場などから生ずる所得					
利子	公債、社債、預貯金などの利子所得					
配当	株式配当、剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託等以外）の収益の分配などの所得で源泉・特別徴収税額を差し引く前の金額					
給与	サラリーマンの給料、賞与、賃金などの所得					
	給与の収入金額(円)		給与所得額(円)	給与の収入金額(円)		給与所得額(円)
	以上	未満		以上	未満	
	—	1,619,000	A-650,000	1,628,000	1,800,000	B×2.4
	1,619,000	1,620,000	969,000	1,800,000	3,600,000	B×2.8-180,000
	1,620,000	1,622,000	970,000	3,600,000	6,600,000	B×3.2-540,000
1,622,000	1,624,000	972,000	6,600,000	10,000,000	A×90%-1,200,000	
1,624,000	1,628,000	974,000	10,000,000	—	A-2,200,000	
A=収入金額 B=Aを4で割ったものから1,000円未満の端数を切り捨てたもの						
雑	原稿料、印税、講演料、内職、年金、恩給などの所得					
	☆公的年金の場合					
	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(円)		年金所得額(円)		
		以上	未満			
	65歳以上	—	3,300,000	A-1,200,000		
		3,300,000	4,100,000	A×75%-375,000		
4,100,000		7,700,000	A×85%-785,000			
65歳未満	7,700,000	—	A×95%-1,555,000			
	—	1,300,000	A-700,000			
	1,300,000	4,100,000	A×75%-375,000			
	4,100,000	7,700,000	A×85%-785,000			
7,700,000	—	A×95%-1,555,000				
A=収入金額						
譲渡（総合）	機器・器具及び備品などの資産の譲渡により生ずる所得					
一時	生命保険等の一時金や満期返戻金、競馬の払戻金などの所得					
分離課税	土地、株式等の譲渡により生ずる所得は分離方式で課税					

※平成により表記された日付等は、新元号に読み替えていただきますようお願い致します。

◎所得控除額

雑 損	次の(A)、(B)のいずれが多い金額 (A) 差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%) (B) 差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円	地震保険料	次の(A)、(B)の合計額(最高25,000円) (A) 地震保険料分 支払保険料が50,000円以下…支払額×0.5 50,000円を超える場合…25,000円 (B) 旧長期損害保険料分 支払保険料が5,000円以下…支払額の全額 5,000円超15,000円以下…支払額×0.5+2,500円 15,000円を超える場合…10,000円 <small>※一の契約が(A)、(B)いずれにも該当する場合、いずれか一のみ該当するものとして計算</small>
医 療 費	差引負担額一次の(A)、(B)のいずれが低い金額(最高200万円) (A) 総所得金額等の合計額×5% (B) 10万円 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円(最高88,000円)		寡婦・寡夫 勤労学生
社会保険料	支払保険料の全額	障 害 者	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円
小規模企業 共済等掛金	支払掛金の全額	配 偶 者	表面の表「配偶者及び配偶者特別控除額」を参照
生命保険料	次の(A)～(E)の合計額(最高70,000円) 但し、(A)、(D)両方適用の場合、最高28,000円 (B)、(E)両方適用の場合、最高28,000円 ※(D)の計算で28,000円を超える場合、(D)の計算結果を適用 ※(E)の計算で28,000円を超える場合、(E)の計算結果を適用 ◎新契約(H24.1.1以後に契約したもの) (A) 一般の生命保険料分 支払保険料が12,000円以下…支払額の全額 12,000円超32,000円以下…支払額×0.5+6,000円 32,000円超56,000円以下…支払額×0.25+14,000円 56,000円を超える場合…28,000円 (B) 個人年金の保険料分 一般の生命保険料分と同一の計算方法で算出 (C) 介護医療保険料の保険料分 一般の生命保険料分と同一の計算方法で算出 ◎旧契約(H23.12.31以前に契約したもの) (D) 一般の生命保険料分 支払保険料が15,000円以下…支払額の全額 15,000円超40,000円以下…支払額×0.5+7,500円 40,000円超70,000円以下…支払額×0.25+17,500円 70,000円を超える場合…35,000円 (E) 個人年金の保険料分 一般の生命保険料分と同一の計算方法で算出	配 偶 者 特 別	
		扶 養	一 般 330,000円 特 定 扶 養 450,000円 老 人 扶 養 380,000円 同 居 老 親 450,000円
		基 礎	330,000円

◎所得割税率・税額控除・均等割額

区 分		市民税	府民税	区 分		市民税	府民税				
所得割の税率 (総所得・山林・退職)		6%	4%	税 額 の 控 除	調整控除額	右段の基準額	3%	2%			
分離課税の税率	土地・建物の譲渡	課譲税渡短期所得	一般分		5.4%	配 当 控 除	利益の配当等	1,000万円以下	1.6%	1.2%	
			軽減分		3%			2%	1,000万円超	0.8%	0.6%
	株式等の譲渡	課税長期譲渡所得	一般分		3%	2%	除 額	外貨建等以外の証券投資信託	1,000万円以下	0.8%	0.6%
					2,000万円以下	2.4%			1.6%	1,000万円超	0.4%
			2,000万円超		3%	2%		外貨建等証券投資信託	1,000万円以下	0.4%	0.3%
			6,000万円以下		2.4%	1.6%			1,000万円超	0.2%	0.15%
6,000万円超	3%	2%	住宅借入金等		右段の控除額	3/5	2/5				
上場等	3%	2%	特別税額控除額		右段の算出額	3/5	2/5				
一般等	3%	2%	寄附金税額控除額		右段の算出額	3/5	2/5				
上場株式等の配当	3%	2%	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		3/5	2/5					
先物取引	3%	2%	均等割額		3,500円	1,800円					

◎税額の控除(調整控除の基準額)

所得税からの税源移譲に伴って生じる所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、所得割から次の額の内、左下段の表に示す割合の金額が控除されます。

(1)課税される所得金額が200万円以下の時

次の①と②のいずれか少ない額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②課税所得金額

(2)課税される所得金額が200万円を超える時

次の①の金額から②の金額を控除した金額(但し、5万円を下回る場合は5万円)

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②課税所得金額から200万円を控除した金額

※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません。

＜人的控除差調整額の一覧＞

障害者 控 除	普通	1万円	寡夫控除 勤労学生控除	1万円	扶 養 控 除	一般	5万円
	特別	10万円		1万円		特定	18万円
寡 婦 控 除	一般	1万円	同居特別障害者加算 基礎控除	12万円		老人	10万円
	特別	5万円		5万円		同居老親	13万円

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	5万円	4万円	2万円
老人配偶者控除	38万円以下	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	4万円	2万円
	40万円以上45万円未満	3万円	2万円	1万円

◎税額の控除(配当控除額)

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額が所得割から差し引かれます。但し、上場株式等の配当所得で申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

◎税額の控除(住宅借入金等特別税額控除の控除額)

前年分の所得税において平成21年から令和3年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には当該金額)

但し、居住年が平成26年4月から令和3年12月までであって、特定取得に該当する場合には「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

◎税額の控除(寄附金税額控除の算出)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの

※1から3の具体的な控除額の計算方法は以下のとおりです。

○1について

住民税対象寄附金－2,000円…寄附金控除対象額…①

基本控除分：①×10%…②

特別控除分：(都道府県、市町村への寄附金－2,000円)×(90%－(右記に定める割合)×1.021)…③

(③の額は住民税所得割額の2割が限度)

→住民税の控除額＝②＋③です。

○2について

住民税対象寄附金－2,000円…寄附金控除対象額…①

基本控除分：①×10%…②

→住民税の控除額＝②です。

○3について

住民税対象寄附金－2,000円…寄附金控除対象額…①

基本控除分：①×10%…②

→住民税の控除額＝②です。

[但し、大阪府の条例で定めるものは府民税、本市の条例で定めるものは市民税でそれぞれ控除されます。指定団体については、個別にお問い合わせください]

◎税額の控除(配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の算出)

配当割額、株式等譲渡所得割額を源泉徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します。但し、上場株式等の配当及び上場株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等を判定する所得に含まれることとなります。

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合
～1,950,000円	5%
1,950,001円～3,300,000円	10%
3,300,001円～6,950,000円	20%
6,950,001円～9,000,000円	23%
9,000,001円～18,000,000円	33%
18,000,001円～40,000,000円	40%
40,000,001円～	45%